

2 授業への対応

大学における

オンライン授業の現状と課題

―感染防止のための臨時対応から
新しい大学の様式へ―

福原 紀彦

中央大学学長

中央大学の公式Webサイトのトッ

プでは、中央大学受験生応援マスコッ

トキャラクター「チュー王子」がマस्क

着用と手洗い励行を伝えている。



チュー王子

はじめに

新型コロナウイルスの感染が地球規模で拡大し、多くの人々が生存の危機と生活の困難に直面している。こうした時であるからこそ、私たち大学人は、人類の持続的

発展に寄与してきた大学の存在価値を強く認識し、困難に立ち向かう人々と連携して、パラダイムシフトが不可避な時代における大学の果たすべき社会的責務と新たな役割を追求しなければならない。

そして、移動と対面の交流が制限されたこの時期、大学の研究・教育・社会貢献の機能を維持するためにもっとも活用され普及と発展を遂げたものは、いうまでもなくオンラインを活用した取り組みである。大学の教育と研究、会議や組織運営、さまざまな交流において、ICTの活用は、大学のキャンパスや諸活動の様式にパラダイムシフトを引き起こし、デジタル・トランスフォーメーションを促進している。

本稿では、一面において、新型コロナウイルス感染予防のために実施を余儀なくされ、他面において、普及とともに新しい常態ともなりつつあるオンライン授業等について、昨今の導入の現場を振り返りながら、基本的姿勢を確認し、将来に向けて、制度、技術および学生支援の3つの観点から現状と課題を整理しておきたい。なお、対象とする事例は、筆者が所属する中央大学におけるものであり、中には事前の特殊な経緯から普遍性を欠く場合もあるこ

と、また、意見にわたる部分は個人的見解であることを、あらかじめ、お断りしておく。

1 学生本位の基本的姿勢の明確化と組織的態勢整備

2020年度は、昨年度末から続いて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、キャンパスの利用を制限せざるを得ない状況が続き、学年暦（アカデミックカレンダー）の執行にあたって近年に例をみない事態が続いている。大学生の学修、課外でのさまざまな活動、それらを通じた貴重な交流の機会が大きく制限されていることに、教職員も大変残念で悔しい思いで一杯である。私たち大学人は、何よりもまず、学生諸君の置かれている状況を理解することに努め、高等教育研究機関である大学の社会的責務を果たしつつ、学生諸君の要望を実現するためにできる限りの努力を続けている姿勢を明確にしなければならない。すなわち、第一に、学生をはじめ関係者の健康と安全を最優先にしていること、第二に、困難な状況にあっても、学生諸君が大学の教育課程を履修して単位を修得し、予定の在学年限で卒業ができるようにし、就職や

進学、資格試験や国家試験に臨むことができるように努めていること、そして、第三に、できる限り経済的負担を軽減するとともに、必要な修学環境の整備と修学支援を行っているという姿勢を明確にすることが必要である。

本学では、学長を本部長として、中央大学感染症特別対策本部を学長室に設置し、学生・教職員・関係者の安全と安心、感染予防と健康維持のため、また、個人の尊厳を守るための各種施策を実施している。学校法人中央大学に設置された危機対策本部との協働により、教学生項と法人事項との連携が図られている。これらは、学校保健安全法（昭和33年法律第56号、最終改正平成27年法律第46号）および同法施行規則（昭和33年文部省令第18号、最終更新令和元年文部科学省令第9号）に基づく、学校設置者（学校法人）および学校長（学長）の責務と役割に基づき整備された態勢である。そして、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、また、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法第32条に基づく新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言（以下、緊急事態宣言）の発令や東京都等の要請、その後の社会状況に応じて、保健センターや専任医師・学内専門家の意見を受け

て、本学での対応方針を策定し、公式WebサイトやCplus(学内の教育活動支援サイト)において、各種の最新情報を周知している。

卒業式・修了式の簡素化とWeb配信、入学式の式典に代えたバーチャル開催も含めて、大学の諸活動におけるWeb活用によるコミュニケーションが重要性を増す中、従来とは異なる活用方法が工夫されたり開発されたりしたほか、組織ごとの優れた取り組みが紹介されてF.D.S.Dが展開された。ステイホームとテレワークの環境にあっても大学の活動が維持できたことは、教職員の懸命な努力のたまものである。

2 オンライン授業実施のための対応と課題

多様なメディアを高度に活用して行う授業科目(遠隔授業)については、大学設置基準第25条第2項において「大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と定められ、その単位については、同省令第32条第5項にお

いて、「卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。」と定められており、本学においては、それに対応すべく、学則改正を施した。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策において、この大学設置基準第32条第5項における取り扱いについて、文部科学省の4月21日付の通知「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について」により、今年度前期(春学期)に実施したオンライン授業については、遠隔授業での実施ではなく「面接授業以外の授業」として取り扱い、この授業科目において付与される単位については、遠隔授業の要卒単位数上限となる60単位に算入しなくとも良いという取り扱いが可能となった。

本学では、2020年度の授業実施については、年度当初における制度上の取り扱いを前提に、通期での面接授業による単位認定を指向して、授業期間の半分までを「特別休講期間」「特別措置期間」としてオンライン授業を開始した。その後、学則改正により、一定の範囲で遠隔授業による単位認定が可能になったものの、各教授会においては、遠隔授業に該当する授業科目かどうかの精査が

十分に行える状況にないこと、学生に対しては、遠隔授業科目とすることの周知が現時点でなされておらず、今般改正の学則の運用にあたって、学生の後期（秋学期）以降の履修計画への影響を配慮する必要性が認められた。これらにより、本学においても大学設置基準第32条第5項に対応するための学則は整えたが、その活用については各教授会での十分な検討が必要であることから、学生が今年度の前期（春学期）に実施したオンライン授業で修得した単位については、「面接授業以外の授業」による単位付与として取り扱うこととした。ただし、今般改正した学則第32条の2の第2項において「多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、各学部教授会が別に定める。」としていることから、各教授会、研究科委員会で精査を行い、学生の単位修得、履修計画に不利益が生じない場合には、今年度においても各組織での決定を優先することとした。今後、今般の通知による措置がいつまで適用されるのかは大きな関心事である。大学のデジタル・トランスフォーメーションに向けて、設置基準等の適切な整理が望まれる。

本学では、ICTを活用した教育研究支援システムと

情報インフラを強化し、オンデマンド・コンテンツ等の知的資産を活用して、試行錯誤を重ねつつも、学生に学びの機会を確保するため、いち早くオンライン授業を開始した。

本学においては以下の4類型をオンライン授業の定義とし、非対面であっても十分な学修成果が得られるよう、教職員が工夫と努力を重ねている。すなわち、①双方向型授業Ⅱ教員と学生がインターネットを介してつながった状態で、リアルタイムに音声や動画で行う授業、②動画配信型授業Ⅱ授業を録画したビデオを視聴して、別の手段（メールや掲示板等）で質問や議論を行う授業、③資料配信型授業Ⅱナレーション付きの講義資料（パワーポイント等）を視聴して、別の手段（メールや掲示板等）で質問や議論を行う授業、④自習中心型授業Ⅱ教科書による自習、演習などを中心として、別の手段（メールや掲示板等）で質問や議論を行う授業である。本学法学部では、通信教育課程で活用されているオンデマンド・コンテンツが法律基本科目を中心に20科目程度あり、これらを通学課程の学生にも利用可能とした。また、その他、動画作成等のコンテンツの制作や相互利用など、他団体との連携・協力も進んでいる。

他方、2018年の著作権法改正は、教育における他

人の著作物の利用について、大規模な例外を定めていたが、2020年4月8日時点では、この改正法は施行されておらず、オンライン授業の実施に支障が生じた。そこで、政府は、新型コロナウイルス感染症対策として、2021年に予定されていた改正法施行を前倒し、「引用」を越えて、次のようなことを可能とした。すなわち、リアルタイム双方向授業の場合、他人の著作物を許諾なく利用するためには、送信側（教員側）に学生が必要であるという要件が撤廃され、動画配信型（オンデマンド）授業においては、他人の著作物を許諾なく利用できるようになり、予習・復習の資料配付においては、他人の著作物を電子メールやクラウド・サーバーを用いて配信することができるようになった。なお、この改正によって従来よりも他人の著作物利用が拡張された部分については、補償金を支払うことが必要とされていたが、「授業目的公衆送信補償金等管理協会」は2020年度については「無償」とすることを表明した。これらの措置も、コロナ禍の臨時対応としてはたいへん有難いものであるが、それを超えて大学のデジタル・トランスフォーメーションに向けた法制度として早期に整備されることが望まれる。

本学では、キャンパス内の人口密度低減、「3密」を回避する教室環境の整備、キャンパス内ソーシャル・ディスタンスの確保、登下校時における公共交通機関での「3密」の回避等について検討を続けている。この結果、学生の安全を第一としながら、大学本来の機能を回復すべく、次のような方針を決定した。すなわち、後期（秋学期）の授業については、原則としてオンラインによる遠隔授業での実施を継続しつつ、一定の条件を満たす授業に限っては、可能な限りで面接授業や実験・実習・実技の授業を再開することに努める。

さらに、後期（秋学期）授業に向けては、全学生と全教職員のアンケートに基づき、前期（春学期）授業と試験の実施状況を検証しながら、教室定員の見直し、キャンパスの諸施設の利用や安全措置を含む授業実施時のガイドラインの策定、必要な備品の調達など、本学の誇るべき伝統と実績を新しい環境の下でもフルに活用できるようにするべく努力を続けたい。

3 オンライン授業活用のための情報環境整備

オンライン授業の実施にあたり、インターネット上の遠

隔会議授業システム「Webex」へのアクセス権限を全ての教職員にいち早く用意するとともに、情報環境整備センターが中心となつて、学生・教員向けの「オンライン授業・WEB会議ポータルサイト」を立ち上げるなどして、オンライン授業の充実化と活用のための支援体制を整えている。また、学生と保護者に対しては、まずは、パソコンおよびインターネット環境の整備をお願いしつつ、経済的な理由等により受講環境が整わない学生に対しては、各学部においてパソコンやWi-Fiルーターの貸与も実施している。

今後、「Withコロナ/Afterコロナ」の新しい時代に向けて、オンライン授業の実績を発展させていくため、増大する通信量に対応するべく、学内のインターネット接続環境を強化した。さらには、来るべきSociety5.0を支える人材育成のために、折しも本年度創設したAI・データサイエンスセンターの始動と併せて、学内の情報環境整備をより一層進めるとともに、現在建設中の「学部共通棟（仮称）」も、新しい時代に対応した施設・設備にするべく検討を進めている。

ステイホーム時期の緊急的オンライン授業の在り方か

ら、キャンパスの一部利用が再開されたときには、ハイブリッド型としてオンラインでのオンライン授業が実施できる施設・設備の整備が必要である。

4 学生支援の指針の策定と各種支援策

学生が学修および学生生活に対する課題や不安を抱える可能性があること、経済状況の悪化に伴って就職内定の取り消しや経済的な困難に直面するおそれがあること等を踏まえて、全ての学生が安心して学生生活を送ることができるよう、学生へ支援策を行うことを目的に「学生支援の指針」を策定した。学修の支援および財政的な支援については、この基本方針を踏まえて、各組織にて具体的措置を検討し、実施している。

学生相談室に「新型コロナウイルス対策緊急相談窓口」を設置し、「新型コロナウイルス対策緊急相談ホットライン」を設け、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学生のさまざまな相談に対応する態勢を整えた。新型コロナウイルスウィルス感染症の影響による内定取り消しや、コロナ禍での就職活動に関する相談に対応するため、キャリアセン

ターでは、オンラインでの相談会および面談を実施している。また、就職活動に必要な書類は郵送で対応するなど、学生の就職活動とキャリア形成を最大限支援している。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、学業の継続が困難な学生を支援することを目的として、「中央大学経済援助給付奨学金（緊急・応急）」を給付することとした。また、国による「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』や、日本学生支援機構による奨学金の募集案内を公式Webサイトにまとめて掲載し、学生にわかりやすく周知することに努めている。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くことに備えて、新たな経済的支援についても検討を進めている。

学校法人中央大学では、通学課程に在籍する全学生（大学院生、専門職大学院生を含む）を対象とした特別支援策として、学生1人当たり5万円の特別支援措置（総額13億円）を行った。これは、オンライン授業の受講を含む学修環境整備など、新たな経済的負担を迫られている学生の問題の解決に役立ててもらうための返済不要の奨学支援金である。速やかに給付できるよう、具体的な支給方法等についてはCplusにおいて学生に周知した。

また、学生が自主的に行うさまざまな活動を支援するために、遠隔会議授業システム「Webex」のホスト・アカウントを全学生に配付した。これにより、学生が、従来のように教員がホストする授業に参加することに加えて、一人ひとりが主催者となつて、友人と自主的なオンライン学習会を開催したり、学生団体のオンライン活動を展開したりして、学内外にさまざまなネットワークを広げることができる。毎年10月末から11月はじめに開催される学園祭（白門祭）も、今年はオンラインで実施される。全国でも、全学生にホスト・アカウントを配付している大学は決して多くない。しかし、本学の誇る学生間のネットワークとコミュニケーションの力を維持発展するために、学生の一人ひとりが、このWeb会議システムによるミーティングを主催することができるよう措置した。ぜひ、このメリットが最大限に活用されて、これからの時代に必要なスキルの修得が促進されれば幸いである。

おわりに

オンライン授業の環境整備に向けて、学校法人の財政

出動の規模が膨らむが、国の補正予算による支援を受けながら、今後、本学独自の予算の執行をどのようにしていくかは大きな問題である。現在進行中の法学部都心移転その他の大規模なキャンパス整備計画においては、オンライン授業の常態化を受けて、教室の設計その他施設・設備の再検討を急がなければならない。もちろん、グローバル化の停滞を打破する新しい試み、例えば、オンライン留学や、世界中の大学のオンライン授業を受講し、教育交流を図る仕組みの再構築も必要である。また、入学試験の安全な実施方法が早急に確立されなければならない。

私たちは今、「Withコロナ／Afterコロナ」という時代における、新しい生活様式と文化を生み出すべき重要な時期におり、これらを踏まえた新しい大学の在り方を模索している。協働と対話があり、仲間との交流があつてこそ、大学での学びが生きたものになるから、オンライン授業やICTに過剰な期待を寄せることはできないが、リアルの代替や補完といったレベルに終わらせずに、デジタル・トランスフォーメーションを見据えて、ステークホルダー、とりわけ学生諸君とともに新しい大学の生活様式と文化を生み出すことが大切であると思う。

現在集約中ではあるが、直近の学生アンケート結果によると、「Afterコロナ」においてもオンライン授業の活用には肯定的な意見がたいへん多い。そうするとキャンパスの意味は何か、大学の定員とは何か、都市と地方とのキャンパス立地条件が変わるのではないか、都市部の定員抑制に意味があるのか、時間と場所を超えて実施され、授業科目内容のモジュール化をもたらしオンライン授業が、大学の組織や制度をどのように変えていくのか。それらを含めて、本稿で扱えなかった事項は数多くあり、紹介できなかった本学の取り組みもある。それらの披歴や考察は、また別の機会に譲りたい。